




グリーン購入調達目標

(別紙1)

分野	重点品目	判断基準	配慮事項	調達目標
紙類	コピー用紙	① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ☆総合評価値は、各製品メーカーが算出し製品に記載するため、その数値を見て判断する。なお、製品に記載がない場合、各メーカーへの問い合わせや各メーカーのウェブサイト等で確認する。 【算定式】 国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の紙類「コピー用紙」の備考4を参照。	○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	90%以上 ／枚
	フォーム用紙	① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。		
	塗工されていない印刷用紙	① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。		
	塗工されている印刷用紙	① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。		
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	○ 古紙パルプ配合率100%であること。		
文具類	シャープペンシル	  <p>エコマーク グリーンマーク</p>	○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	80%以上 ／個等
	シャープペンシル替芯			
	ボールペン			
	蛍光ペン			
	鉛筆			
	スタンプ台			
	朱肉			
	定規			
	消しゴム			
	ステープラー			
	ステープラー針リムーバー			
	連射式クリップ			
	修正液（修正テープ）			
	クラフトテープ			
	粘着テープ（布粘着）			
	クリップケース			
	はさみ			
	テープカッター			
	紙めくりクリーム			
	カッターナイフ			
デスクマット				
OHPフィルム				
絵筆				
絵の具				
	○ 国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。			

	墨汁 のり（液状、固形、テープ） ファイル バインダー アルバム カードケース 事務用封筒（紙製） ノート タックラベル インデックス 付箋紙 額縁 ごみ箱 名札（机上用）			
機器類	いす 机 棚 収納用什器 ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>○ エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベルの表示がある製品であること</p>  <p>○ 国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。</p>	<p>① 修理及び部品交換が可能である等、長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>② 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	80%以上 ／脚等
○A 機器類	コピー機 パソコン プリンタ ファクシミリ スキャナ その他の製品	<p>○ エコマーク、国際エネルギースターロゴ、PCグリーンラベルなどの環境ラベルの表示がある製品であること。</p>  <p>○ 国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。</p>	<p>① 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>② 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</p> <p>③ 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④ 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	80%以上 ／台
電気製品類	冷蔵庫（冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫） エアコン ビデオデッキ 照明器具 その他の製品	<p>○ エコマーク、省エネ性ラベルなどの環境ラベルの表示がある製品であること</p>  <p>○ 国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。</p>	<p>① 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 再生プラスチックが多く使用されていること。</p> <p>④ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	50%以上 ／台
自動車	一般公用車 （特殊車、緊急車、バス、小型トラック等は除く）	<p>○ 新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した低公害自動車であること。</p> <p>○ 国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の環境物品等の調達に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること。</p>	<p>① 鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 再生材が多く使用されていること。</p>	判断基準に適合する品目の調達に努める